

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日  
のときは、  
翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則(会計課)  
土地改良区の役員の就任(農村整備課)

◇告 示 土地改良区の役員の就退任(〃)  
土地改良区の定款の変更の認可(〃)  
土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)  
土地改良事業の認可(二件)(〃)  
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)(〃)

◇公 告 昭和六十二年度地籍調査事業計画の決定(〃)  
保安林の指定の解除予定(三件)(造林課)  
行政書士試験の実施(地方課)

◇正 誤 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)  
昭和六十二年六月鳥取県公報第五千八百七十七号中訂正(造林課)

## 規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第四十二号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表中第三百三十七号の二を削り、第三百三十七号の三を第三百三十七号の二とする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第五百六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 菅原 登 東伯郡北条町大字曲五五六

“ 松本 秋 “ 大字江北六二一

昭和六十二年三月三十一日就任 任期 昭和六十四年四月二十七日まで

鳥取県告示第五百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり福部地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 田 邨 万寿男 岩美郡福部村大字左近一四

“ 田 邨 潔 “ 二四

“ 前 田 久吉 “ 一六九

“ 田 中 詩郎 “ 大字久志羅二八九

“ 田 中 春美 “ 三二一

“ 田 中 喬 “ 二六八一

“ 石 谷 賢二 “ 三三五

“ 平 木 仁三郎 “ 大字蔵見一八五

“ 安 田 捷二 “ 二九四

“ 安 田 大福 “ 二二三

“ 山本 幸雄 “ 大字中一八一

“ 出井 貞一 “ 二九

“ 吉田 孝道 “ 大字南田一二一

“ 吉田 啓次 “ 一二〇

監事 福田 久美 “ 大字左近六一

“ 田中 耕司 “ 大字中一七一

“ 近藤 真喜雄 “ 大字南田一六三

昭和六十二年六月二十四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 田 邨 万寿男 岩美郡福部村大字左近一四

“ 前 田 久吉 “ 一六九

“ 佐藤 長寿 “ 八三七

“ 石 谷 賢二 “ 大字久志羅三三五

“ 山 中 春美 “ 三二一

“ 田 中 喬 “ 二六八一

“ 田 中 正治 “ 二一四

“ 平 木 仁三郎 “ 大字蔵見一八五

“ 安 田 大福 “ 二三三

“ 安 田 捷二 “ 二九四

“ 黒 田 義男 “ 二七九一

“ 吉 田 孝道 “ 大字南田一二一

“ 吉 田 君貞 “ 一二四

“ 田 中 詩郎 “ 大字久志羅二八九

“ 山 本 幸雄 “ 大字中一八一

監事 田中 勇 一七七

近藤 定美 大字南田一五〇一八

前田 俊章 大字左近三九四

昭和六十二年六月二十五日就任 任期四年

鳥取県告示第五百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、五千石井手土地改良区の定款の変更を昭和六十二年七月一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百六十九号

河原町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業引野地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年七月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業脊米地区農道整備）を昭和六十二年七月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、河原町が行う土地改良事業（団体営ため池等整備事業志保谷地区ため池等整備）を昭和六十二年七月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十二年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百七十二号

溝口町が行う土地改良事業に係る福岡（飛子原）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年七月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十三号

赤碓町が行う土地改良事業に係る下市地区第一工区の換地計画の認可申

請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年七月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百七十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定に基づき、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和六十二年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和六十二年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称	調査地 域	調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
八頭郡佐治村大字中及び大字栃原の各一部	八頭郡佐治村大字中及び大字栃原の各一部並びに	昭和六十三年三月三十一日まで	五・二七
泊 村	東伯郡泊村大字園の一部並びに大字石脇、大字小浜及び大字筒地	昭和六十三年三月三十一日まで	二・三三
大栄町	東伯郡大栄町大字原の一部並びに大字穂波、大字西穂波、大字島、大字六尾及び大字瀬戸	昭和六十三年三月三十一日まで	三・七四
福部村	岩美郡福部村大字湯山の一部	昭和六十三年三月三十一日まで	二・一三
淀江町	西伯郡淀江町大字佐陀、大字中間及び大字小波の各一部	昭和六十三年三月三十一日まで	二・二九
八東町	八頭郡八東町大字日下部の一部	昭和六十三年三月三十一日まで	〇・五八

鳥取県告示第五百七十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字赤波字馬場谷奥一五五一の三、字釜谷一五六六の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第五百七十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字上西谷字割レ岩三八三の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第五百七十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年七月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町菅沢字川西山一・二の一・二(以上二筆)として次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づき、昭和62年度鳥取県行政書士試験を実施するので、行政書士法施行細則(昭和26年4月鳥取県規則第20号)第2条の規定により、次のとおり公告する。

昭和62年7月7日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の期日

昭和62年10月25日(日)

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の方法等

方 法	時 間	内 容
専門試験 択一式	午後13時 30分から 午後15時 30分まで	行政書士法(同法施行規則を含む)、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、秘法及び法学概論
教養試験	午後16時 00分から 午後17時 00分まで	行政書士として必要な一般常識
作 文	午後17時 00分まで	

4 受験資格

昭和62年10月25日において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者その他同法第56条第1項に規定する者
  - (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間が通算して3年以上になる者
  - (3) 知事が(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めたる者
- 5 受験手続
- (1) 受験願書用紙の交付
- 受験願書用紙は、鳥取県総務部地方課(郵便番号680 鳥取市東町一丁目220)において、昭和62年8月1日(土)から交付する。

なお、郵便で受験願書用紙を請求する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験願書用紙請求」と朱書し、60円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(2) 受験申込先及び受験申込手續

受験願書用紙に必要事項を記入し、次のアからウまでに掲げる書類を添えて、鳥取県総務部地方課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験申込み」と朱書すること。

ア 履歴書

イ 受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真(受験申込前1年以内に撮影した上半身像の名刺判のもの)

6 受験申込みの受付期間

昭和62年9月1日(火)から同月19日(土)までとする。

なお、郵送の場合は、昭和62年9月20日(日)までの消印があるもの  
に限り受け付ける。

7 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 5,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書用紙の上部  
にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

8 受験票の交付

受験申込者に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付する。

9 合格者の発表

昭和63年1月下旬の鳥取県公報に登載し、かつ、鳥取県庁本庁舎1階

の掲示板に掲示するとともに、合格者にはその旨を通知する。

10 合格証の交付

合格者に対しては、行政書士試験合格証を交付する。

11 その他

受験手續その他この試験についての問い合わせは、鳥取県総務部地方  
課(電話0857-26-7056)に対して行うこと。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和62年7月7日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	昭和62年8月10日 午前10時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎 地階第2会議室	岩美、鳥取、郡家、智 頭、浜村及び倉吉の各 警察署の管内に居住す る者
	昭和62年7月29日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議棟1階 第18会議室	岩美、鳥取、郡家、智 頭及び浜村の各警察署 の管内に居住する者
経験者講習	昭和62年8月5日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市権町一丁目151 鳥取県米子警察署 会議室	米子、境港、溝口、黒 坂及び八橋の各警察署 の管内に居住する者
	昭和62年8月26日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会議棟1階 第18会議室	岩美、鳥取、郡家、智 頭及び浜村の各警察署 の管内に居住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの  
ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考查

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考查を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所所在地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。



8 携行品  
筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆等）

正 誤

昭和六十二年六月三十日付鳥取県公報第五千八百七十七号中次の箇所  
誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
十六	上	二	鳥取保護及狩猟 ニ関スル法律	鳥獣保護及狩猟 ニ関スル法律